

監 査 委 員 公 表 第 7 号
令和6（2024）年 4月4日

先に実施した定期監査について、監査の結果報告に基づき措置を講じた旨の通知が市長等からありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

柏崎市監査委員 土 田 茂 博

柏崎市監査委員 内 山 万寿男

柏崎市監査委員 星 野 正 仁

定期監査結果に基づく措置

令和6(2024)年3月26日監査委員公表 第6号 結果報告分

被監査部課	都市整備部	道路維持課
-------	-------	-------

契約事務

監査対象	業務の委託契約（17件抽出）
指摘事項	債権者への支払日を誤っている。（2件）
措置状況	<p>請負契約書の支払の期限に「当該期間の最終月の翌月末日までに支払うものとする。」と記載されているところを、「30日以内に支払うものとする。」と誤って認識していたことが原因です。</p> <p>今後は、支出命令起票者及び承認者で契約書の記載事項をよく確認した上で、伝票の起票業務を進めるよう指導しました。</p>